

英国
著作権・意匠・特許法
(抜粋)
知的所有権法 2014(IPA)により改正
2015年7月1日更新

目次

第 III 部 意匠権

第 I 章 独創意匠の意匠権

序

- 第 213 条 意匠権
- 第 214 条 意匠創作者
- 第 215 条 意匠権の所有権
- 第 216 条 意匠権の存続期間

意匠権保護の資格

- 第 217 条 資格を有する個人又は資格を有する者
- 第 218 条 意匠創作者との関係での適格性
- 第 219 条 委託者又は使用者との関係での適格性
- 第 220 条 最先商品化との関係での適格性
- 第 221 条 適格性に関して更なる規定を定める権限

意匠権に関する取引

- 第 222 条 譲渡及びライセンス
- 第 223 条 意匠権の将来的所有権
- 第 224 条 意匠権を伴うと推定される登録意匠に係る権利の譲渡
- 第 225 条 排他的ライセンス

第 II 章 意匠権所有者の権利及び救済

意匠権の侵害

- 第 226 条 意匠権の 1 次侵害
- 第 227 条 2 次侵害：侵害物品の輸入又は取引
- 第 228 条 「侵害物品」の意味

侵害に対する救済

- 第 229 条 意匠権所有者の権利及び救済
- 第 230 条 引渡し命令

- 第 231 条 侵害物品等の処分に関する命令
- 第 232 条 州裁判所及び執行官裁判所の管轄権
- 第 233 条 悪意のない侵害
- 第 234 条 排他的ライセンスの権利及び救済
- 第 235 条 併存権利の行使

第 III 章 意匠権所有者の権利に関する例外

著作権侵害

- 第 236 条 著作権侵害

ライセンスの利用可能性

- 第 237 条 意匠権の最後の 5 年に利用可能なライセンス
- 第 238 条 公益保護のために行使可能な権限
- 第 239 条 侵害訴訟手続においてライセンスを受ける約束

意匠の国による使用

- 第 240 条 意匠の国による使用
- 第 241 条 国による使用に関する条件の確定
- 第 242 条 国による使用の場合の第三者の権利
- 第 243 条 国による使用：利益の喪失に対する補償
- 第 244 条 緊急事態の期間における国による使用に関する特別規定

雑則

- 第 244A 条 私的行為，実験及び教育についての例外
- 第 244B 条 外国船舶及び航空機についての例外

総則

- 第 245 条 更なる例外規定を定める権限

第 IV 章 長官及び裁判所の管轄権

長官の管轄権

- 第 246 条 意匠権に関する事項の決定の管轄権
- 第 247 条 ライセンスの条件の確定の申請
- 第 248 条 意匠権所有者が不明の場合の条件の確定
- 第 249 条 ライセンスの条件に関する上訴
- 第 249A 条 オピニオン・サービス
- 第 250 条 規則

裁判所の管轄権

第 251 条 意匠権の事項に関する付託及び上訴

第 252 条 国による使用に関する紛争の付託

第 V 章 雑則及び総則

雑則

第 253 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

第 254 条 ライセンスに基づくライセンシーによる意匠権所有者との関係の主張の禁止

この部の適用範囲

第 255 条 この部が適用される国

第 256 条 相互主義による保護を受ける国

第 257 条 領海及び大陸棚

解釈

第 258 条 意匠権所有者の解釈

第 259 条 共同意匠

第 260 条 キットの形での物品に対する規定適用

第 261 条 署名要件：法人に関する適用

第 262 条 スコットランドに関する表現の適応

第 263 条 副次的定義

第 264 条 定義された表現の索引

第 V 部 特許代理人及び商標代理人

特許代理人

第 274 条 特許代理人の業務を行うことを認められる者

第 275 条 特許弁護士登録簿

第 275A 条 特許弁護士規則

第 276 条 特許代理人と表示することができる者

第 277 条 欧州特許弁護士等と表示することができる者

第 278 条 「特許弁護士」という用語の使用：補足規定

第 279 条 (廃止)

第 280 条 特許代理人との通信に関する特権

第 281 条 一定の代理人を相手にすることを拒否する長官の権限

補則

第 285 条 パートナーシップ及び法人の犯罪

第 286 条 解釈

第 VI 部 特許

州特許裁判所

第 287 条—第 289 条 (廃止)

第 290 条 金銭的請求を州特許裁判所に提起することが可能であった場合の費用の制限

第 291 条—第 292 条 (廃止)

一定の特許に関するライセンス

第 293 条 一定のライセンスにより認められた行為の制限

第 294 条 ライセンス条件の確定のための申請をすることができる場合

第 295 条 特許：諸修正

第 III 部 意匠権

第 I 章 独創意匠の意匠権

序

第 213 条 意匠権

- (1) 意匠権とは、独創意匠についてこの部に従って存在する所有権をいう。
- (2) この部にいう「意匠」は、物品の全部又は一部の形状若しくは輪郭(内部であるか外部であるかを問わない)の態様の意匠を意味する。
- (3) 意匠権は、次のものには存在しない。
 - (a) 構造についての方法又は原理
 - (b) 物品の次のような形状又は輪郭の特徴
 - (i) 当該物品を他の物品に結合すること又はその中、周囲若しくはこれに接して配置することが可能であり、その結果何れの物品もその機能を果たすことができるような特徴
 - (ii) 当該物品がその不可欠の一部をなすものと意匠創作者が意図している他の物品の外観に依存するような特徴
 - (c) 表面の装飾
- (4) 創作の時点で資格を有する国の当該意匠の分野で陳腐な意匠は、この部の適用上「独創的」とはみなさない。資格を有する国とは、第 217 条(3)にいう意味を有する。
- (5) 意匠権は、当該意匠が次のものとの関係で、又は第 221 条に基づく勅令(適格性に関して更なる規定を設ける権限)に従って、意匠権保護に適格である場合にのみ当該意匠に存在する。
 - (a) 意匠創作者又は当該意匠創作者を雇用した者(第 218 条及び第 219 条参照)
 - (b) 当該意匠を用いた物品を最初に商品化した者及びその国(第 220 条参照)
- (5A) 意匠権は、1995 年オリンピック・シンボル等(保護)法の意味における規制された表示から成る、又はそれを含む意匠には存在しない。
- (6) 当該意匠が意匠書類に記録されない限り、又は当該意匠を用いて物品が作られない限り、意匠権は存在しない。
- (7) 当該意匠が意匠書類に記録され又は当該意匠を用いて物品が作られても、この部の施行前は当該意匠に意匠権は存在しない。

第 214 条 意匠創作者

- (1) この部において、意匠に関して「意匠創作者」とは、当該意匠を創作する者をいう。
- (2) コンピュータから創出された意匠の場合は、当該意匠の創作のために必要な措置を講じた者を意匠創作者とみなす。

第 215 条 意匠権の所有権

- (1) 意匠創作者は、雇用の過程において創作されたものではない意匠における意匠権の最先所有者となる。
- (2) [廃止]

(3) 雇用の過程において従業者が意匠を創作したときは、同人の使用者が当該意匠における意匠権の最先所有者となる。

(4) 意匠が第 220 条(意匠を用いて作った物品の最先商品化との関係での適格性)による意匠権保護に適格な場合は、前 3 項の規程は適用せず、当該物品を商品化した者が意匠権の最先所有者となる。

第 216 条 意匠権の存続期間

(1) 意匠権は、次のときに消滅する。

(a) 当該意匠が最初に意匠書類に記録された暦年又は当該意匠を用いて最初に物品が作られた暦年の何れか早い方の末日から 15 年を経たとき、又は

(b) 当該意匠を用いて作られた物品がその暦年の末日から 5 年以内に販売又は賃貸借に供された場合は、何れか先に生じた事実の生じた暦年の末日から 10 年を経たとき

(2) (1)において物品が販売又は賃貸借に供されるとは、意匠権所有者により又はそのライセンスに基づいて世界の何れかの場所で当該物品が販売又は賃貸借に供されることをいう。

意匠権保護の資格

第 217 条 資格を有する個人又は資格を有する者

(1) この部において、

「資格を有する者」とは、

(a) 資格を有する国に居住する者、又は

(b) 法人若しくはその他の法人格を有する団体であつて次のものをいう。

(i) 連合王国又は他の資格を有する国の一部の法令に基づき設立され、かつ

(ii) 資格を有する国の何れかに、実質的な事業活動が行われている事業所を有する団体

(2) この部にいう資格を有する者には、英国及び資格を有する他の国の政府を含む。

(3) 本条において「資格を有する国」とは、次のものをいう。

(a) 連合王国

(b) 第 255 条の勅令によりこの部の適用が及ぶ国

(c) 欧州連合の他の加盟国、又は

(d) 第 256 条の勅令が定める範囲内において、相互主義による保護を受ける国として同条が定めるもの

(4) [廃止]

(5) 「資格を有する者」の定義の適用上、実質的な事業活動がある国における事業所で行われているか否かを決定する際、すべての重要な時期に当該国の外で行われる商品の取引を考慮に入れてはならない。

第 218 条 意匠創作者との関係での適格性

(1) 本条は、雇用の過程において創作されたものではない意匠に適用する。

(2) 本条が適用される意匠は、意匠創作者が資格を有する者であるとき意匠権保護に適格とする。

(3) 本条が適用される共同意匠は、意匠創作者の何れかが資格を有する者であるとき意匠権

保護に適格とする。

(4) 本条に基づき共同意匠が意匠権保護に適格である場合は、資格を有する意匠創作者のみが第 215 条(1)(意匠権の最先所有権：意匠創作者の権原)に基づく意匠権を受けることができる。

第 219 条 使用者との関係での適格性

(1) 意匠は、資格を有する者による雇用の過程において創作された場合は、意匠権保護に適格とする。

(2) 共同雇用の場合は、意匠は、使用者の何れかが資格を有する者であるときに限り、意匠権保護に適格とする。

(3) 共同雇用の過程において創作された意匠が本条に基づいて意匠権保護に適格とされる場合は、資格を有する者である使用者のみが第 215 条(2)又は(3)(意匠権の最先所有権：使用者の権原)に基づく意匠権を受けることができる。

第 220 条 最先商品化との関係での適格性

(1) 第 218 条又は第 219 条(意匠創作者、使用者との関係での適格性)に基づく意匠権保護に適格でない意匠は、当該意匠を用いて作った物品の最先商品化が次に該当する場合は、意匠権保護に適格となる。

(a) 資格を有する者により、かつ

(b) 連合王国、第 255 条の勅令によりこの部の適用が及ぶ他の国又は欧州連合の他の加盟国において商品化されるとき

(2) 当該意匠を用いて作られた物品の最先商品化が 2 以上の者によって共同で行われる場合において、当該人の何れかが(1)(a)に規定する要件を満たすときは、当該意匠は、意匠権保護に適格となる。

(3) このような場合においては、当該条件を満たす者のみが第 215 条(4)(意匠権の最先所有権：意匠を用いて作った物品の最先商品化者の権原)に基づく意匠権を受けることができる。

(4) [廃止]

第 221 条 適格性に関して更なる規定を定める権限

(1) 女王陛下は、連合王国の国際義務を履行する目的で、勅令により、当該勅令に規定する要件が満たされる場合の意匠は意匠権保護に適格であると定めることができる。

(2) 勅令においては、意匠又は物品の異なる記述について異なる規定を設けることができる。また、勅令において、第 215 条(意匠権の所有権)及び第 218 条から第 220 条まで(適格性のための他の方法)の適用に関し、女王陛下が適切と考える派生的修正を施すことができる。

(3) 本条に基づく勅令を含む命令は、上下両院の何れかの決議によって廃止することができる。

意匠権に関する取引

第 222 条 譲渡及びライセンス

(1) 意匠権は、譲渡、遺言による財産処分又は法の適用により、動産として移転することが

できる。

(2) 意匠権の譲渡又は他の形の移転は部分的に行うことができる。すなわち、適用を次のように限定することができる。

(a) 意匠権所有者が排他的に行うことができる諸事項について、その全部には至らない1又は複数のものにのみ適用すること

(b) 当該権利が存在する期間の全体には至らない一部の期間にのみ適用すること

(3) 意匠権の譲渡は、譲渡人による又は譲渡人に代わる者による署名を付した書面によらない限り効力を有さない。

(4) 意匠権所有者により付与されたライセンスは、ライセンスの(現実又は擬制の)有価約因による通知のない善意の購入者又はそのような購入者から権原を得る者を除き、当該権利に関する利害の各権原承継人を拘束する。また、意匠権所有者のライセンスと関係する何らかの行為又はライセンスと関係しない何らかの行為に対する、この部における言及は、そのように解釈する。

第 223 条 意匠権の将来的所有権

(1) 将来の意匠権に関して作成し、将来的意匠権所有者又はその代理人により署名された契約により将来的所有者が将来の意匠権(全部又は一部)を他の者に譲渡すると主張する場合において、今後生じる権利について譲受人又はその者の下で権利を主張する他の者が他のすべての者に対して当該権利が譲受人に与えられるべきことを要求することができる筈のときは、当該権利は、本条により譲受人に帰属する。

(2) 本条において、

「将来の意匠権」とは、将来の意匠若しくは意匠の種類に関して又は将来の出来事に際して生じ若しくは生じることがあり得る意匠権をいう。

「将来的所有者」は相応に解釈するものとし、かつ、(1)にいうような契約により将来的に意匠権を受けることができる者を含む。

(3) 将来的な意匠権所有者により付与されたライセンスは、ライセンスの(現実又は擬制の)有価約因による通知のない善意の購入者又はそのような購入者から権原を得る者を除き、意匠権所有者の当該権利に関する利害(又は将来的な利害)の各権原承継人を拘束する。また、意匠権所有者のライセンスと関係する何らかの行為又はライセンスと関係しない何らかの行為に対する、この部における言及は、そのように解釈する。

第 224 条 意匠権を伴うと推定される登録意匠に係る権利の譲渡

意匠権が存在する意匠から成る意匠が 1949 年意匠法に基づき登録され、かつ、当該登録意匠の所有者が意匠権所有者でもある場合は、当該登録意匠に係る権利の譲渡は、当該意匠権の譲渡であるともみなす。ただし、これと相容れない意思が表明されるときは、この限りでない。

第 225 条 排他的ライセンス

(1) この部において「排他的ライセンス」とは、本来であれば意匠権所有者が排他的に行使できると思われる権利を、当該ライセンスの許諾者を含む他のすべての者を排除して行使する権限をライセンシーに与える書面によるライセンスであって、意匠権所有者又はその代理

人が署名したものをいう。

(2) 排他的ライセンスに基づくライセンシーは、当該ライセンスの許諾者に対して有するのと同じ権利を、当該ライセンスに拘束される権原承継人に対しても有する。

第 II 章 意匠権所有者の権利及び救済

意匠権の侵害

第 226 条 意匠権の 1 次侵害

(1) ある意匠に係る意匠権の所有者は、次の何れかの方法により、当該意匠を商業上の目的で複製する排他権を有する。

(a) 当該意匠を用いて物品を製造すること、又は

(b) そのような物品を製造する目的で当該意匠を記録する意匠書類を作成すること

(2) 意匠を用いて物品を製造することによる当該意匠の複製とは、物品を厳密かつ実質的に当該意匠を用いて製造するために、当該意匠を模倣することをいう。また、この部において意匠を用いて物品を製造するといふときは、そのように解釈する。

(3) 意匠権所有者のライセンスのない者が、本条により意匠権所有者の排他権とされる行為を行い、又は他の者にそのような行為を行う権限を与えた場合は、意匠権の侵害になる。

(4) 本条の適用上、複製は直接的でも間接的でもよく、かつ、介在する行為自体が当該意匠権の侵害になるか否かとは無関係である。

(5) 本条の適用は、第 III 章(意匠権所有者の権利に関する例外)の規定の制限を受ける。

第 227 条 2 次侵害：侵害物品の輸入又は取引

(1) 意匠権所有者のライセンスなしに次の何れかの行為をする者は、意匠権を侵害することになる。

(a) 商業上の目的で、当該人が侵害物品と認識し又は侵害物品と考える適切な理由がある物品を連合王国に輸入すること、又は

(b) 商業上の目的で、そのような物品を保有すること、又は

(c) 業として、そのような物品を販売し、賃貸し又は販売若しくは賃貸のために申出若しくは陳列すること

(2) 本条の適用は、第 III 章(意匠権所有者の権利に関する例外)の規定の制限を受ける。

第 228 条 「侵害物品」の意味

(1) 意匠に関し、この部における「侵害物品」は、本条に従って解釈する。

(2) 物品は、意匠を用いたその製造が当該意匠に係る意匠権の侵害であったときは、侵害物品となる。

(3) 物品は、次の場合にも侵害物品となる。

(a) 連合王国に輸入されており、又は輸入することを企図されていること、及び

(b) 連合王国における当該意匠を用いたその製造が当該意匠に係る意匠権の侵害になる筈であること又は当該意匠に関する排他的ライセンス契約の違反となる筈であること

(4) 意匠権が存在している又は何れかの時点で意匠権が存在した意匠を用いて物品が製造されたことが示されたときは、反証がない限り、当該物品は、意匠権が存在していたときに製造されたものとみなす。

(5) (3)の如何なる規定も、1972 年欧州共同体法第 2 条(1)の意味において強制履行力を有する欧州連合の権利により適法に連合王国に輸入される物品に適用されるものとは解されない。

(6) ある物品の製造が意匠権の侵害になったか又は侵害になる筈であるとしても、「侵害物品」との表現には、意匠書類を含まない。

侵害に対する救済

第 229 条 意匠権所有者の権利及び救済

- (1) 意匠権の侵害は、意匠権所有者の訴訟原因となる。
- (2) 意匠権の侵害に関する訴訟において、他の財産権の侵害について利用可能である損害賠償、差止命令、計算訴訟その他原告が利用可能な方法による救済すべてが利用可能である。
- (3) 裁判所は、意匠権侵害に関する訴訟において、すべての状況及び特に次のことを考慮して、当該訴訟の裁判官が必要と認める追加的な損害賠償を裁定することができる。
 - (a) 侵害の悪質性、及び
 - (b) 侵害により被告に生じる利益
- (4) 本条は、第 233 条(悪意のない侵害)の規定の制限を受ける。

第 230 条 引渡し命令

- (1) ある者が次の行為をするときは、問題の意匠に係る意匠権所有者は、侵害物品その他の物を自己又は裁判所が指示する他の者に引き渡す命令を出すよう裁判所に申請することができる。
 - (a) 商業目的で、侵害物品を所持し、保管し又は管理すること、又は
 - (b) 特定の意匠を用いて物品を作るために特に設計し若しくは適応させた物を、これが侵害物品を作るために使用されていること若しくは今後使用されることを知り又はそう考える理由を有しながら、所持し、保管し又は管理すること
- (2) 本条の次の規定に定める期間の経過後に申請を行ってはならない。また、裁判所が第 231 条(侵害物品等の処分に関する命令)に基づく命令を出し、又は出す根拠があると考えない限り、如何なる命令も出してはならない。
- (3) 問題の物品又は物が作られた日から 6 年の期間が経過した後は、(4)に従うことを条件として、本条に基づく命令の申請を行ってはならない。
- (4) 当該期間の全部又は一部において、意匠権所有者が、
 - (a) 行為無能力であり、又は
 - (b) 詐欺若しくは秘匿により、自己が命令を申請することができる事実を知ることを妨げられた場合は、
同人が行為無能力でなくなり又は場合により適切な注意によって当該事実を知ることができるようになった日から 6 年の期間が経過する前はいつでも、申請をすることができる。
- (5) (4)において「行為無能力」とは、
 - (a) イングランド及びウェールズにおいては、1980 年出訴期限法におけるのと同様の意味を有する。
 - (b) スコットランドにおいては、1973 年時効及び出訴期限(スコットランド)法の意味における法的行為無能力を意味する。
 - (c) 北アイルランドにおいては、1958 年出訴期限(北アイルランド)法におけるのと同様の意味を有する。

(6) 本条に基づく命令の遂行において侵害物品その他の物が引き渡される者は、第 231 条に基づく命令が出されない場合は、同条に基づき、命令の発出まで又は命令の発出をしない旨の決定までの間、当該物品その他の物を保持する。

(7) 本条の如何なる規定も、裁判所の他の権限に影響を及ぼすものではない。

第 231 条 侵害物品等の処分に関する命令

(1) 第 230 条に基づく命令の遂行において引き渡された侵害物品その他の物が、

(a) 意匠権所有者に没収される旨、若しくは

(b) 廃棄され若しくは裁判所が適切と考える他の方法により処分される旨、

の命令を出すよう、又は当該命令が出されてはならない旨の決定を行うよう裁判所に申請することができる。

(2) 裁判所は、出すとすれば如何なる命令を出すべきかを考慮するに際し、意匠権侵害に関する訴訟において利用可能な他の救済措置が意匠権所有者に補償し、かつ、その者の利益を保護する上で適切であるか否かを考慮する。

(3) 当該物品その他の物に利害を有する者への通知書の送達に関して裁判所規則による規定を設けるものとし、その者は、

(a) 通知書を受けたか否かに拘らず本条に基づく命令に関する訴訟手続に出頭し、かつ

(b) 出頭したか否かに拘らず出された命令に対して上訴することができる。

また、命令は、上訴を通告できる期間の終了まで、又は当該期間の終了前に上訴が適切に通告されたときは当該上訴に関する訴訟手続の最終決定若しくは取下まで、効力を生じない。

(4) 物品その他の物に利害を有する者が複数存在する場合は、裁判所は、公正と考える命令を出すものとし、(特に)当該物を売却その他の方法で処分してその受取金を分割するよう指示することができる。

(5) 裁判所が本条に基づく命令を出さない旨の決定を行うときは、物品その他の物が引き渡される前にこれを保持し、保管し又は管理していた者は、その返還を受けることができる。

(6) 本条において物品その他の物に利害を有する者というときは、次の規定に基づいて、当該物品その他の物に関して有利な命令が下されるところを指し示す者を含む。

(a) 本条又は第 114 条若しくは第 204 条

(b) 1949 年意匠法第 24D 条

(c) 1994 年商標法第 19 条(2006 年共同体商標規則(SI 2006/1027)の規則 4 により適用される当該条を含む)、又は

(d) 2005 年共同体意匠規則(SI 2005/2339)の規則 1C

第 232 条 州裁判所及び執行官裁判所の管轄権

(1) イングランド、ウェールズ及び北アイルランドにおいては、州裁判所は、次の何れかに基づく訴訟手続を審理することができる。

第 230 条(侵害物品等の引渡し命令)

第 231 条(侵害物品等の処分に関する命令)

第 235 条(5)(併存権利を有する排他的ライセンスによる申請)

ただし、北アイルランドにおいては、州裁判所は、問題の侵害物品その他の物の価額が不法行為訴訟に関する州裁判所の限度を超えない場合にのみ、当該手続を審理することができる。

(2) スコットランドにおいては、上記規定の何れかに基づく命令に関する訴訟手続は、執行官裁判所に提起することができる。

(3) 本条の如何なる規定も、高等法院又はスコットランドにおいては民事上級裁判所の管轄権に影響を及ぼすものと解してはならない。

第 233 条 悪意のない侵害

(1) 第 226 条(1 次侵害)により提起された意匠権侵害訴訟において、被告が侵害時に当該訴訟に関する意匠に意匠権が存在することを知らなかったこと及び存在すると考える理由がなかったことが立証されたときは、原告は、被告による損害賠償を受けることができない。ただし、このことは、他の救済方法を害するものではない。

(2) 第 227 条(2 次侵害)により提起された意匠権侵害訴訟において、被告が被告又はその権原の前所有者が侵害物品を悪意なく取得したことを立証するときは、侵害に関して被告に対する利用可能な救済措置は、問題の行為に関する合理的なロイヤルティを超えない額の損害賠償のみである。

(3) (2)において「悪意なく取得した」とは、当該物品を取得した者がこれを侵害物品であることを知らなかったこと及び侵害物品であると考え理由がなかったことをいう。

第 234 条 排他的ライセンスの権利及び救済

(1) 排他的ライセンスは、意匠権所有者に対するものを除き、ライセンスの付与後に生じる事項に関して、当該ライセンスが譲渡であったのと同様の権利及び救済を有する。

(2) この者の権利及び救済は、意匠権所有者の権利及び救済と併存する。また、この部の関連規定にいう意匠権所有者は、そのようなものとして解する。

(3) 本条によって排他的ライセンスにより提起された訴訟においては、被告は、仮に訴訟が意匠権所有者により提起されていたならば利用することができたと思われる何れの防御方法も用いることができる。

第 235 条 併存権利の行使

(1) 意匠権所有者又は排他的ライセンスにより提起された意匠権侵害訴訟が、これらの者が訴訟の権利を併存的に有する侵害に(全面的に又は部分的に)関係するときは、意匠権所有者又は場合により排他的ライセンスは、他方が原告又は被告として加わる場合を除き、裁判所の許可なしに訴訟を進めることができない。

(2) (1)の遂行において、被告として加わる意匠権所有者又は排他的ライセンスは、訴訟手続に参加する場合を除き、訴訟費用を支払う義務を負わない。

(3) 前記諸規定は、意匠権所有者又は排他的ライセンスの申請による仮の救済の付与に影響を及ぼさない。

(4) 意匠権所有者及び排他的ライセンスが訴訟の権利を併存的に有する侵害に(全面的に又は部分的に)関係する意匠権侵害訴訟が提起されたときは、

(a) 裁判所は、損害賠償額を決定する際に次の事項を考慮に入れる。

(i) ライセンス条件、及び

(ii) 当該侵害に関し、両者の何れかに既に裁定された又は利用可能となった金銭的救済

(b) 損害賠償額が裁定され又は利益計算が指示されているときは、当該侵害に関して他方に

有利に利益計算を指示してはならない。

(c) 裁判所は、利益計算を指示するときは、両者間の合意に従うことを条件として、利益を裁判所が公正と考えるように両者の間に配分する。

また、これらの規定は、意匠権所有者と排他的ライセンシーの双方が訴訟の当事者であるか否かを問わず適用される。

(5) 意匠権所有者は、第 230 条(侵害物品等の引渡し命令)に基づく命令を申請する前に、併存する権利を有する排他的ライセンシーに通知しなければならない。また、裁判所は、ライセンシーの申請により、ライセンス条件を考慮して適切と考える同条に基づく命令を出すことができる。

第 III 章 意匠権所有者の権利に関する例外

著作権侵害

第 236 条 著作権侵害

意匠権が存在する意匠から構成される，又はそれを含む作品に著作権が存在する場合は，当該作品の著作権の侵害になる如何なる行為も，当該意匠の意匠権侵害にはならない。

ライセンスの利用可能性

第 237 条 意匠権の最後の 5 年に利用可能なライセンス

- (1) 何人も，意匠権存続期間の最後の 5 年には，本来であれば意匠権侵害になると思われる何れの事柄も，ライセンスの権利を受けることができる。
- (2) ライセンス条件は，合意できない場合は長官が裁定する。
- (3) 国務大臣は，次の何れかのために必要と考えるときは，命令により，当該命令に明示する種類の意匠又はそのように明示された種類の物品に適用される意匠を(1)の適用から除外することができる。
 - (a) 連合王国の国際義務の遵守，又は
 - (b) 他の国における英国意匠の相互主義による保護の確保又は維持
- (4) 命令は，命令書により定められる。命令は，その草案が上下両院に提出され，それぞれの決議により承認されない限り，行ってはならない。

第 238 条 公益保護のために行使可能な権限

- (1) 1980 年競争法第 12 条(5)又は 2002 年企業法第 41 条(2)，第 55 条(2)，第 66 条(6)，第 75 条(2)，第 83 条(2)，第 138 条(2)，第 147 条(2)若しくは第 160 条(2)又はその附則 7 の第 5 項(2)若しくは第 10 項(2) (公共団体及び一定の他人，合併又は市場調査等に関連して委員会への付託後に救済措置を講じる権限)に基づき，国務大臣，競争委員会又は(場合により)公正取引庁により救済され，軽減され若しくは阻止されることを必要とするものが次の事項から成り，又はそれらを含んでいる場合には，(1A)が適用される。
 - (a) 意匠権所有者が許諾するライセンスの条件であって，ライセンシーによる意匠の使用又は意匠権所有者の，他のライセンスを許諾する権利を限定するもの，又は
 - (b) 意匠権所有者が合理的条件でライセンスを許諾することの拒絶
- (1A) 2002 年企業法の附則 8 により与えられる権限は，これらの条件を取り消し又は修正する権限及びその代わりに又はそれに加えて意匠権に関するライセンスは権利として利用できる旨を規定する権限を含む。
- (2) 1980 年競争法第 12 条(5A)及び 2002 年企業法第 75 条(4) (a)，第 83 条(4) (a)，第 84 条(2) (a)，第 89 条(1)，第 160 条(4) (a)，第 161 条(3) (a)及び第 164 条(1)並びにその附則 7 の第 5 項，第 10 項及び第 11 項における，2002 年企業法の附則 8 により許容される事柄への言及は，それに応じて解釈する。
- (3) 本条により利用可能なライセンスの条件は，合意できない場合は長官が裁定する。

第 239 条 侵害訴訟手続においてライセンスを受ける約束

(1) 第 237 条又は第 238 条に基づき権利としてライセンスを利用できる意匠に係る意匠権侵害の訴訟手続において、被告が、合意される条件で又は合意できない場合は本条に基づいて長官が裁定する条件で、ライセンスを受けることを約束する場合は、

- (a) 被告に対する差止命令を付与してはならない。
 - (b) 引渡し命令を第 230 条に基づいて出してはならない。並びに
 - (c) 損害賠償又は利益計算により被告から回収することができる額は、当該条件でのライセンスが最も先に生じた侵害の前に付与されていたならばライセンシーとして被告が支払う義務があったと思われる額の 2 倍を超えてはならない。
- (2) 約束は、訴訟手続における最終命令の前はいつでも、責任の認定なしにすることができる。
- (3) 本条の如何なる規定も、ライセンスが利用可能となる前になされた侵害に関して利用可能な救済に影響を及ぼすものではない。

意匠の国による使用

第 240 条 意匠の国による使用

(1) 政府部局又は政府部局により書面で授権された者は、意匠権所有者のライセンスを得ることなしに次の何れをもすることができる。

- (a) 公務のために物品を供給する目的で何らかの行為をすること、又は
 - (b) 公務のための必要がなくなった物品を処分すること
- また、本条により行った行為は、意匠権の侵害にならない。

(2) この部でいう「公務」とは、次のことをいう。

- (a) 領域防衛
 - (b) 国外防衛目的
 - (c) 公共保健サービス目的
- (3) 「国外防衛目的」のための物品供給とは、次の何れかのための物品の供給をいう。
- (a) 領域外の国の政府と連合王国の女王陛下の政府が当事国である協定又は取極の遂行における当該領域外の国の防衛、又は
 - (b) 国際連合又はその機関の 1 の決議の遂行において行動する軍隊による使用
- (4) 「公共保健サービス目的」のための物品の供給とは、次の何れかを提供するための物品の供給をいう。
- (za) 2006 年国民保健サービス法又は 2006 年国民保健サービス(ウェールズ)法に基づく一次医療サービス又は一次歯科サービス又は 1978 年国民保健サービス(スコットランド)法第 1 部に基づく一次医療サービス
 - (a) 次のものに基づく薬剤サービス、一般医療サービス又は一般歯科サービス
 - (i) 2006 年国民保健サービス法第 7 部第 1 章又は 2006 年国民保健サービス(ウェールズ)法第 7 部第 1 章(薬剤サービスの場合)
 - (ii) 1978 年国民保健サービス(スコットランド)法第 II 部(薬剤サービス又は一般歯科サービスの場合)、又は
 - (iii) 北アイルランドにおいて効力を有する法律の対応する規定、又は

- (b) 次に基づいてされる調整に従う個人的医療サービス又は個人的歯科サービス
- (i) [削除]
- (ii) 1978 年法第 17C 条(個人的歯科サービスの場合), 又は
- (iii) 北アイルランドにおいて効力を有する法律の対応する規定, 又は
- (c) 2006 年国民保健サービス法又は 2006 年国民保健サービス(ウェールズ)法に基づいて定められた地域薬剤サービス
- (5) この部において、
意匠に関して「国による使用」とは、本来であれば意匠に係る意匠権侵害になると思われる何れの事柄をも本条に基づいて行うことをいい、また
当該使用に関して「関係政府部局」とは、当該行為を行った政府部局又は当該行為を行う権限を付与した政府部局をいう。
- (6) 意匠の国による使用に関する政府部局の権限は、当該使用の前又は後の何れでも、また、当該人が当該意匠に関して行為を行うことを意匠権所有者から直接又は間接に授権されているか否かを問わず、ある者に付与することができる。
- (7) 本条により授与された権限を行使して売却された物を取得した者又はその者の下で権利を主張する者は、意匠権が国に代わって保有されていた場合と同様の態様で当該物を扱うことができる。

第 241 条 国による使用に関する条件の確定

- (1) 意匠の国による使用が行われる場合は、関係政府部局は、次の事項を行う。
- (a) 意匠権所有者に速やかに通知すること、及び
- (b) 当該使用の程度について、意匠権所有者が随時必要とする情報を同人に提供すること
ただし、前記を行うことが公益に反するか、又は合理的な調査を行っても意匠権所有者の身元を確認できないと当該部局が考えるときは、この限りでない。
- (2) 意匠の国による使用は、当該使用の前又は後に財務省の承認を得て関係政府部局と意匠権所有者との間で合意する条件又は合意できない場合は裁判所が決定する条件によらなければならない。
- 本項を北アイルランドに適用するに際し、本項にいう政府部局が北アイルランドの部局であるときは、財務省とは財務・人事局をいうものと解する。
本項をスコットランドに適用するに際し、本項にいう政府部局がスコットランド政府の一部であるときは、「財務省の承認を得て」という語句は省略される。
- (3) 合理的な調査を行っても意匠権所有者の身元を確認できない場合は、関係政府部局は、裁判所に申立をすることができ、裁判所は、当該意匠権所有者が当該部局との間で条件を合意し又は決定のために裁判所に当該事項を付託するまで、意匠の国による使用についてロイヤルティその他の金額を支払う義務は生じない旨の命令を出すことができる。

第 242 条 国による使用の場合の第三者の権利

- (1) 意匠権所有者(又は意匠権所有者から権原を得る者若しくは意匠権所有者に権原を付与する者)と政府部局以外の何人かとの間のライセンス、譲渡又は合意の約款は、これが次の何れかに該当する限りでは、意匠の国による使用又は国による使用に付随する行為との関係で如何なる効果も有さない。

(a) 当該意匠に関して行われる行為又は当該意匠に関するひな形、書類その他の情報の使用を制限し若しくは規制していること

(b) 当該使用についての、若しくは当該使用との関係で計算された支払について規定していること

また、行われた行為又は前記のような使用と関連する、当該ひな形若しくは書類の複製又は写しの一般への交付は、当該ひな形若しくは書類の著作権侵害にはならないとみなす。

(2) (1)は、当該ライセンス、譲渡又は合意に反して当該ひな形、書類又は情報を開示する権限を付与するものと解してはならない。

(3) 当該意匠について排他的ライセンスが効力を有する場合において、

(a) ロイヤルティを対価としてライセンスが付与されたときは、

(i) 意匠権所有者と政府部局との間の第 241 条(国による使用に関する条件の確定)に基づく取極は、ライセンシーの同意を要し、かつ

(ii) ライセンシーは、意匠権所有者から、国による使用に関する支払額の内、両者間で合意する額又は合意できない場合は裁判所が決定する額を回収することができる。

(b) ロイヤルティを対価とする以外の方法でライセンスが付与されたときは、

(i) 第 241 条は、意匠権所有者への言及をライセンシーへの言及に代えて、第 240 条(国による使用)及び本条(1)がなければライセンシーの権利の侵害になると考える行為について適用される。また

(ii) 第 241 条は、第 240 条に基づいて付与された権限によりライセンシーが行った行為については適用されない。

(4) ロイヤルティを対価として意匠権所有者に意匠権が譲渡されている場合は、

(a) 第 241 条は、意匠権所有者への言及が譲渡人を含むものとして解した上で当該意匠の国による使用について適用され、かつ、国による使用に関する支払は、意匠権所有者と譲渡人との間で、合意された比率又は合意できない場合は裁判所が決定した比率により配分する。

また

(b) 第 241 条は、意匠の国による使用について適用されるのと同様に、国による使用に付随する行為について適用される。

(5) 意匠に関するひな形、書類その他の情報が当該意匠の国による使用又は国による使用に付随する行為との関連で使用される場合は、第 241 条は、意匠権所有者への言及を本条(1)により無効とされた取極の規定の利益を受けることができる者への言及に代えて、当該ひな形、書類その他の情報に適用される。

(6) 本条において、

「国による使用に付随する行為」とは、政府部局の命令による公務のために意匠権所有者が意匠に関して行った行為をいう。

「国による使用に関する支払」とは、第 241 条により関係政府部局が支払うべき金額をいう。

「ロイヤルティ」は、当該意匠の使用に係りて決定される給付金を含む。

第 243 条 国による使用：利益の喪失に対する補償

(1) 意匠の国による使用が行われる場合は、関係政府部局は、

(a) 意匠権所有者、又は

(b) 当該意匠に関して有効な排他的ライセンスが存在するときは、排他的ライセンシーに対

し、
当該人が当該意匠を用いて作った物品の供給契約を獲得できないことから生じる損失について補償しなければならない。

(2) 補償は、当該人の既存の製造能力により当該契約を履行できたと思われる範囲に限定して支払われる。ただし、当該人を当該契約の獲得について非適格にするような事情の存在に拘らず、補償は支払われなければならない。

(3) 損失額を決定するに当たり、当該契約から得られたと思われる利益及び製造能力の過少利用の程度を考慮に入れる。

(4) 当該意匠を用いて作った物品の供給契約を公務以外には獲得できなかったことについては、補償は支払われない。

(5) 支払額は、意匠権所有者又はライセンシーと財務省の承認を得た関係政府部局との間で合意できない場合は第 252 条に基づいて付託を受けた裁判所が決定する。また、この額は、第 241 条又は第 242 条に基づき支払うべき額に追加される。

(6) 本条を北アイルランドに適用する場合において、関係政府部局が北アイルランドの部局であるときは、(5)にいう財務省とは、財務・人事局をいうものと解する。

(7) 本条をスコットランドに適用する場合において、(5)にいう政府部局がスコットランド政府の一部であるときは、「財務省の承認を得て」という語句は省略される。

第 244 条 緊急事態の期間における国による使用に関する特別規定

(1) 緊急事態の期間中、第 240 条(国による使用)により意匠に関して行使できる権限は、関係政府部局が次の何れかのために必要又は適切と考える目的で、本来であれば意匠権の侵害になるとと思われる何れの行為をも行う権限を含む。

(a) 女王陛下が取り仕切ることのできる戦争の効果的な遂行

(b) 社会生活に不可欠な供給品及びサービスの維持

(c) 社会の福祉に不可欠な供給品及びサービスの十分な確保

(d) 工業、商業及び農業の生産性の増進

(e) 輸出の促進及び指導並びにすべての国からのあらゆる種類の輸入の削減並びに貿易の均衡

(f) 一般的に、社会のすべての資源が社会の利益に役立つために計画された最適の方法で利用可能であり、かつ、利用されている状態の確保

(g) 戦争の結果重大な困窮状態にある連合王国外の国における苦難の救済並びに不可欠な供給品及びサービスの回復若しくは分配についての支援

(2) この部においていう公務は、緊急事態の期間に関しては、前記の目的を含む。また、「国による使用」は、本条以外では意匠権の侵害になるとと思われる行為を含む。

(3) 本条において「緊急事態の期間」とは、勅令により本条の適用上緊急事態の期間の始まりの日と宣言される日に始まり、終わりの日と宣言される日に終わる期間をいう。

(4) 本条に基づく勅令は、その草案が上下両院に提出され、それぞれの決議により承認されない限り、女王陛下に提出してはならない。

雑則

第 244A 条 私的行為、実験及び教育についての例外

意匠権は、次によっては侵害されない。

- (a) 私的かつ非商業的目的のために行う行為
- (b) 実験目的のために行う行為、又は
- (c) 教育目的又は引用目的のための複製行為。ただし、次の場合に限る。
- (i) 複製行為が、公正取引慣行に合致し意匠の正常な利用を不当にを害することなく、
- (ii) 出典が記載されている。

第 244B 条 外国船舶及び航空機についての例外

意匠権は、次によっては侵害されない。

- (a) 他国籍であるが一時的に連合国内にある船舶又は航空機上での装置の実施
- (b) 当該船舶又は航空機の修理目的のための部品若しくは付属品の連合王国への輸入、又は
- (c) 当該船舶若しくは航空機上での修理行為

総則

第 245 条 更なる例外規定を定める権限

- (1) 国務大臣は、次の何れかのために必要と考えるときは、命令により、当該命令に記載する種類の行為は意匠権の侵害にならない旨を定めることができる。
- (a) 連合王国の国際義務の遵守、又は
- (b) 他の国における英国意匠の相互主義による保護の確保又は維持
- (2) 命令には、意匠又は物品の異なる種類について異なる規定を設けることができる。
- (3) 命令は、命令書により定めるものとし、その草案が上下両院に提出され、それぞれの決議により承認されない限り、行ってはならない。

第 IV 章 長官及び裁判所の管轄権

長官の管轄権

第 246 条 意匠権に関する事項の決定の管轄権

(1) 次の何れかの事項に関する紛争の当事者は、当該紛争を長官に付託しその決定を求めることができるものとし、当該付託に関する長官の決定は、当該紛争の全当事者を拘束する。

(a) 意匠権の存在

(b) 意匠権の存続期間、又は

(c) 意匠権が最初に付与された者の認定

(2) このような事項は、次の何れかの場合を除き、他の裁判所又は審判所が決定してはならない。

(a) 長官に起因する付託又は上訴による場合

(b) 侵害又はその他の訴訟手続において当該争点が付随的に生じる場合、又は

(c) 全当事者の合意又は長官の許可により提起された訴訟手続の場合

(3) 長官は、本条に基づく付託の過程で生じる付随的な事実問題又は法律問題の決定の管轄権を有する。

第 247 条 ライセンスの条件の確定の申請

(1) 次の何れかにより権利として利用可能なライセンスを必要とする者は、ライセンスの条件を確定するよう長官に申請することができる。

(a) 第 237 条(意匠権の最後の 5 年に利用可能なライセンス)、又は

(b) 第 238 条(公益のために利用可能とされるライセンス)に基づく命令

(2) 第 237 条により利用可能なライセンスの条件の確定申請は、同条に基づいて当該ライセンスが効力を生じる最初の日の 1 年前より早い時期に行ってはならない。

(3) 長官により確定されるライセンスの条件は、次のことを行う権限を当該ライセンシーに付与する。

(a) 第 237 条により利用可能なライセンスの場合は、ライセンスがなければ意匠権侵害になると思われるすべてのこと

(b) 第 238 条により利用可能なライセンスの場合は、ライセンスが同条により利用可能となるすべてのこと

(4) 長官は、ライセンスの条件を確定するに当たり、国務大臣が命令書による命令に定めた要素を考慮に入れる。

(5) 当該命令は、その草案が上下両院に提出され、それぞれの決議により承認されない限り、行ってはならない。

(6) 長官がライセンス条件を確定した場合は、当該ライセンスは次の日から効力を生じる。

(a) 第 237 条により利用可能となるライセンスに関する申請が同条に基づいて当該ライセンスが効力を生じる最初の日の前になされた場合は、当該最初の日から

(b) その他の場合は、長官への申請がなされた日から

第 248 条 意匠権所有者が不明の場合の条件の確定

- (1) 本条は、第 247 条(ライセンスの条件の確定)に基づく申請を行う者が合理的な調査を行っても意匠権所有者の身元を知ることができない場合に適用する。
- (2) 長官は、ライセンス条件を確定するに当たり、当該ライセンスがロイヤルティその他の支払に関する義務を一切免れるよう命じることができる。
- (3) 当該命令が出された場合は、意匠権所有者は、当該ライセンスの条件を、自己が申立を行った日から効力が生じるものとして、変更するよう長官に申し立てることができる。
- (4) 長官がライセンス条件を確定し、かつ、ライセンスが権利として利用可能でないことがその後証明された場合は、ライセンシーは、意匠権所有者によるライセンスが利用可能でないとの主張を本人が知る前に行った行為に関する損害賠償又はこのような行為に関する利益計算の責任を負わない。

第 249 条 ライセンスの条件に関する上訴

- (1) 第 247 条又は第 248 条(ライセンスの条件の確定)に基づく長官の決定に起因して、1949 年意匠法第 27A 条に基づく者への上訴が認められる。
- (2) [廃止]

第 249A 条 オピニオン・サービス

- 1949 年意匠法第 28A 条(1) (b)に基づく規則(意匠に関する所見の長官に対する請求)に明記することができる意匠の表示は、特に次を含む。
- (a) この部に従って意匠権が存在する意匠、及び
 - (b) 意匠権がそのような存在するか否かの疑問がある意匠

第 250 条 規則

- (1) 国務大臣は、この部に基づき、長官における訴訟手続に関連して従うべき手続を規制するための規則を設けることができる。
- (2) 規則は、特に次の事項について規定することができる。
 - (a) 様式の指定
 - (b) 手数料納付要件
 - (c) 訴訟手続上の不備の更正の許可
 - (d) 証拠の提示方法の規制並びに証人の出席及び書類の開示と提出を強制するための長官への授権
 - (e) 長官における訴訟手続において長官を補佐する顧問の任命
 - (f) 義務付けられた行為に対する期限の設定(及び当該期限の変更)、並びに
 - (g) 費用を裁定し、かつ、如何なる方法で、何れの当事者から何れの当事者に費用を支払うべきかを指示するための長官への授権
- (3) 手数料を定める規則は、財務省の同意を得なければならない。
- (4) 長官を補佐するために任命される顧問の報酬は、財務省の同意を得て国務大臣が決定し、議会が供与する資金から支出する。
- (5) 規則は、上下両院の何れかの決議によって廃止することができる命令書によって定める。

裁判所の管轄権

第 251 条 意匠権の事項に関する付託及び上訴

(1) 長官は、第 246 条(意匠権に関する事項の付託)に基づき同長官における訴訟手続において、訴訟手続の全体又は特定の問題若しくは争点(事実に関するものか法律に関するものかを問わない)が長官の指示できる条件で高等法院又はスコットランドにおいては民事上級裁判所に付託されるべき旨を随時命じることができる。

(2) 長官が当該命令を出すことについて当該訴訟手続の全当事者が合意する場合は、長官は当該命令を出さなければならない。

(3) 裁判所は、本条に基づく付託に関して、同裁判所に付託された事項についてこの部により長官が利用できる権限を行使することができ、かつ、同裁判所の決定により、如何なる事項でも長官に差し戻すことができる。

(4) 第 246 条(意匠権に関する事項の決定)に基づいて長官における訴訟手続での長官の決定に起因して、以下への上訴が認められる。

(a) 高等法院若しくはスコットランドにおいては民事上級裁判所、又は

(b) 1949 年意匠法第 27A 条に基づく者。

第 252 条 国による使用に関する紛争の付託

(1) 次の条項に基づいて合意できない場合に裁判所が決定すべき事項に関する紛争は、何れの紛争当事者も裁判所に付託することができる。

(a) 第 241 条(国による使用に関する条件の確定)

(b) 第 242 条(国による使用の場合の第三者の権利)、又は

(c) 第 243 条(国による使用：利益の喪失に対する補償)

(2) 裁判所は、意匠の国による使用についての条件に関する政府部局と何人かとの間の紛争に決定を下すに当たり、次の事項を考慮する。

(a) 当該意匠に関して、政府部局から直接的又は間接的に、当該人又は当該人の前権原者が受領している、又は受領することができる金額、及び

(b) 当該人又は当該人の前権原者が、裁判所の見解では合理的な理由なしに、当該部局の合理的な条件での意匠の使用の要求に応じなかったか否か

(3) 2 以上の意匠権の共同所有者の 1 は、他の者の同意を得ることなく、本条に基づいて紛争を裁判所に付託することができる。ただし、他の者が当事者とならない場合はこの限りでない。また、他の者の何れも、訴訟手続に参加しない限り費用負担の責任を負わない。

(4) 第 242 条(3)(a)(i)により、意匠の国による使用の条件の合意による確定に排他的ライセンシーの同意を要する場合は、当該使用の対価として支払うべき額の裁判所による決定は、ライセンシーが当該付託について通知を受け、意見を述べる機会を与えられていないときは、効力を有さない。

(5) 裁判所は、第 242 条(3)(a)(ii)(意匠権所有者に支払うべき金額の一部を回収する排他的ライセンシーの権利)にいう回収可能な金額に関する紛争が付託されたときは、ライセンシーが次の何れかの場合を負った費用を考慮に入れて、公正な額を決定する。

(a) 意匠の開発、又は

(b) ライセンスの対価として意匠権所有者への支払(意匠の使用に関して決定されるロイヤ

ルティその他の支払を除く)

(6) 本条において「裁判所」とは、次をいう。

(a) イングランド及びウェールズにおいては、高等法院又は第 287 条に基づく命令による管轄権を有する何れかの州特許裁判所

(b) スコットランドにおいては、民事上級裁判所

(c) 北アイルランドにおいては、高等法院

第 V 章 雑則及び総則

雑則

第 253 条 根拠のない侵害訴訟手続の脅迫に対する救済

(1) ある者が他の者を意匠権侵害に関する訴訟手続をもって脅迫するときは、脅迫による被害者は、次の事項を請求して当該人に対する訴訟を提起することができる。

- (a) 当該脅迫は不当である旨の宣言
- (b) 当該脅迫の継続に対する差止命令
- (c) 当該脅迫により被害者が被った損失に関する損害賠償

(2) 原告が、脅迫がされたこと及び本人が脅迫による被害者であることを立証したときは、原告は、請求した救済を受けることができる。ただし、被告が、訴訟手続の脅迫の対象となった行為が実際に当該意匠権の侵害になったこと、又は当該行為がされたならば当該意匠権の侵害になったと思われることを立証するときはこの限りでない。

(3) ある物を製造又は輸入することを理由の内容とする侵害について訴訟手続を提起すると脅迫に関しては、本条に基づいて訴訟手続を提起することはできない。

(4) 意匠が意匠権により保護されている旨の単なる通知は、本条の適用上の訴訟手続の脅迫とはならない。

第 254 条 ライセンスに基づくライセンシーによる意匠権所有者との関係の主張の禁止

(1) 第 237 条又は第 238 条(ライセンス)により意匠に関するライセンスを有する者は、意匠権所有者の同意なしに次のことを行ってはならない。

- (a) 当該ライセンスに依拠して、本人が販売し又は販売することを企図する商品に、本人が当該意匠権所有者のライセンシーであることを示す取引表示を用いること、又は
- (b) 当該商品についてそのような取引表示を広告に用いること

(2) (1) の違反は、意匠権所有者による訴訟の原因となる。

(3) 本条において「取引表示」、商品にある取引表示を用いることへの言及及び「広告」は、1968 年取引表示法におけるのと同様の意味を有する。

この部の適用範囲

第 255 条 この部が適用される国

(1) この部は、イングランド、ウェールズ及びスコットランド並びに北アイルランドに適用される。

(2) 女王陛下は、勅令により、当該勅令に規定することができる例外及び修正に従うことを条件として、この部を次の地域に拡大適用すべきことを指示することができる。

- (a) チャンネル諸島の何れかの島
- (b) マン島、又は
- (c) 植民地

(3) この権限は、当該勅令に規定することができる例外及び修正に従うことを条件として、第 221 条(意匠権保護についての適格性に関する更なる規定)又は第 256 条(相互主義による

保護を受ける国)に基づいてなされる勅令の適用範囲を拡大する権限を含む。

(4) この部の適用が及ぶようになった国の立法機関は、この部の規定をその国の法令の一部として適用するに際し、当該規定をその国の事情に適応させる必要があると当該立法機関が考えるように、当該規定に修正又は追加を施すことができる。ただし、本来であれば意匠権保護が存在していると思われる場合において、これを消滅させるような修正若しくは追加を施してはならない。

(5) この部の適用が及ぶ国が連合王国の植民地でなくなる場合は、当該国は、次の何れかの時点までは、この部の適用上引き続きこの部の適用が及ぶ国として取り扱う。

(a) 第 256 条に基づき、当該国を相互主義による保護を受ける国として指定する勅令が出されるまで、又は

(b) 当該国の法令の一部としてのこの部の規定が改正又は削除されているとの理由により、当該国をそのように取り扱うのを止める旨を宣言する勅令が出されるまで

(6) (5) (b) に基づく勅令を含む命令書は、上下両院の何れかの決議によって廃止することができる。

第 256 条 相互主義による保護を受ける国

(1) 女王陛下は、ある国の法令が英国意匠に対して十分な保護を与えていると考えるときは、勅令により、その国をこの部に基づいて相互主義による保護を受ける国として指定することができる。

(2) ある国の法令が英国の一定の分類の意匠にのみ、又は一定の分類の物品に用いられる意匠にのみ十分な保護を与えている場合は、当該国を指定する勅令には、当該国に関連する意匠に関してこの部により与えられる保護を、相応する範囲に限定する規定を含めるものとする。

(3) 本条に基づく勅令は、上下両院の何れかの決議によって廃止することができる。

第 257 条 領海及び大陸棚

(1) この部の適用上、連合王国の領海は、連合王国の一部として扱う。

(2) この部は、大陸棚の連合王国の区域において海床又は下層土の探索又はその天然資源の開発に直接関連する目的で同区域に存在する構造物又は船舶にされた事柄に対して、連合王国においてされた事柄に対して適用されるのと同様に適用される。

(3) 大陸棚の連合王国の区域とは、1964 年の大陸棚法第 1 条(7)に基づく命令により指定された区域をいう。

解釈

第 258 条 意匠権所有者の解釈

(1) 別々の者が(部分的な譲渡の結果によるものか否かに拘らず)1 の作品の意匠権の様々な側面に権原を有する場合は、この部の何れかの目的に関する意匠権所有者とは、その目的に関連する側面の権利を有する者をいう。

(2) 意匠権(又は意匠権の何れかの側面)が複数の者に共同所有されている場合は、この部において意匠権所有者というときは、すべての所有者をいう。したがって、特に意匠権所有者

によるライセンスが必要とされる場合は、すべての所有者のライセンスを必要とする。

第 259 条 共同意匠

(1) この部において「共同意匠」とは、2 以上の意匠創作者の各人の貢献を他の者の貢献と区別しない共同により創作された意匠をいう。

(2) この部においてある意匠の意匠創作者というときは、別段の定がない限り、共同意匠について、当該意匠のすべての意匠創作者をいうものと解する。

第 260 条 キットの形での物品に対する規定適用

(1) この部の規定は、キット、すなわち、1 の物品に組み立てることが企図されている、完全な又は実質的に完全な構成要素の組物、について、組み立てられた物品について適用するのと同様に適用する。

(2) (1)は、組み立てられた物品の意匠とは異なって、意匠権がキットの構成要素の意匠の側面に存在するか否かの問題には影響を及ぼさない。

第 261 条 署名要件：法人に関する適用

ある者による又はある者に代わる署名を証書に付するとの次の規定の要件は、法人の場合は、捺印でも満たすことができる。

第 222 条 (3) (意匠権の譲渡)

第 223 条 (1) (将来的意匠権の譲渡)

第 225 条 (1) (排他的ライセンスの付与)

第 262 条 スコットランドに関する表現の適応

この部をスコットランドに適用するに際し、

「利益計算」とは、利益の accounting 及び payment をいう。

「計算」とは、count, reckoning 及び payment をいう。

「譲渡」とは、assignment をいう。

「費用」とは、expenses をいう。

「被告」とは、defender をいう。

「引渡し」とは、delivery をいう。

「差止命令」とは、interdict をいう。

「仮の救済」とは、interim remedy をいう。

「原告」とは、pursuer をいう。

第 263 条 副次的定義

(1) この部において、

「英国意匠」とは、意匠創作者又は当該意匠創作者を雇用している者が連合王国と関連しているという理由で、意匠権保護に適格とされる意匠をいう。

「業務」は、熟練を要する職業及び知的職業を含む。

「長官」とは、特許意匠商標長官をいう。

「コンピュータにより生み出された」とは、意匠について、人間の意匠創作者がまったく介

在しない状況でコンピュータにより生み出された意匠をいう。

「国(country)」は、如何なる形の領域も含む。

「国(the Crown)」は、女王陛下の政府の北アイルランドにおける権限による国、スコットランド政府の権限による国及びウェールズ議会政府の権限による国を含む。

「意匠書類」とは、図面、書面による記述、写真、コンピュータに蓄積されたデータ、その他の何れの形式によるかを問わず、意匠の記録をいう。

「従業者」、「雇用」及び「使用者」は、役務契約又は実務修習契約に基づく雇用をいう。

「政府部局」は、北アイルランドの部局、スコットランド政府の一部及びウェールズ議会政府の一部を含む。

(2) この部において、物品との関係で「販売」というときは、業として当該物品を売却若しくは賃貸し、又は売却若しくは賃貸のための申出若しくは陳列をすることをいい、また、関連する表現は相応に解する。ただし、この部の適用上、単に見せかけのみの販売であって公衆の合理的な必要を満たす意図のないものを考慮に入れてはならない。

(3) この部において、物品との関係である行為を「商業目的」で行うというときは、当該行為を、業務として当該物品を売却又は賃貸する目的で行うことをいう。

第 264 条 定義された表現の索引

次の表は、この部で用いる表現を定義又は他の方法で説明する規定を示す(ただし、同一の条でのみ用いられている表現を定義若しくは説明している規定は除く)。

利益計算(スコットランドにおける)	第 262 条
譲渡(スコットランドにおける)	第 262 条
英国意匠	第 263 条(1)
業務	第 263 条(1)
商業目的	第 263 条(3)
長官	第 263 条(1)
コンピュータにより生み出された	第 263 条(1)
費用(スコットランドにおける)	第 262 条
国(country)	第 263 条(1)
国(Crown)	第 263 条(1)
国による使用	第 240 条(5)及び第 244 条(2)
被告(スコットランドにおける)	第 262 条
引渡し(スコットランドにおける)	第 262 条
意匠	第 213 条(2)
意匠書類	第 263 条(1)
意匠創作者	第 214 条及び第 259 条(2)
意匠権	第 213 条(1)
意匠権所有者	第 234 条(2)及び第 258 条
従業者、雇用及び使用者	第 263 条(1)
排他的ライセンス	第 225 条(1)
政府部局	第 263 条(1)

関係政府部局(国による使用との関係で)	第 240 条(5)
侵害物品	第 228 条
差止命令(スコットランドにおける)	第 262 条
仮の救済(スコットランドにおける)	第 262 条
共同意匠	第 259 条(1)
ライセンス(意匠権所有者の)	第 222 条(4), 第 223 条(3)及び第 258 条
意匠を用いて物品を作る	第 226 条(2)
販売(及び関連表現)	第 263 条(2)
独創的	第 213 条(4)
原告(スコットランドにおける)	第 262 条
資格を有する者	第 217 条(1)及び(2)
署名を付した	第 261 条

第V部 特許代理人及び商標代理人

特許代理人

第274条 特許代理人の業務を行うことを認められる者

- (1) 如何なる個人、パートナーシップ又は法人も、この部の以下の諸規定及び2007年法律業務法に従うことを条件として、次の目的で他人の代理人としての業務を行うことができる。
- (a) 連合王国その他において特許出願し、又は特許を取得すること、又は
- (b) 特許出願又は特許に関連するその他の事項について、長官における手続を行うこと
- (2) 以上のことは、誰が欧州特許に関する何れかの目的で他人の代理として行動できるのかの問題についての欧州特許条約に基づく規制に影響を及ぼすものではない。

第275条 特許弁護士登録簿

- (1) 特許を出願し又は取得する目的で他人の代理人として行動する者の登録簿は、引き続き維持される。
- (2) この部において「登録特許弁護士」とは、本条に基づいて維持管理される登録簿に記名された個人をいう。
- (3) 登録簿は、英国特許弁護士会により維持管理される。
- (4) 国務大臣は、命令を出して、それに明記する者に登録簿を管理させるよう要求して(3)を修正することができる。
- (5) (4)に基づく命令を行う前に、国務長官は、法律業務委員会に諮問しなければならない。
- (6) 本条に基づく命令は、命令書により行わなければならない。
- (7) 本条に基づく命令は、その原案が上下両院に提示され、それぞれの決議により承認されない限り、行うことができない。

第275A条 特許弁護士規則

- (1) 第275条に基づいて登録簿を維持管理する者は、次の事項を規制する規則を作ることができる。
- (a) 登録簿の維持管理及び人の登録
- (b) 登録された者による特許弁護士業務の履行
- (2) 本規則は、特に、次の規定を設けることができる。
- (a) 教育資格及び訓練資格その他の要件であって、個人が登録され得る前又は個人が登録状態を維持するために満たさなければならないものに関する規定
- (b) 団体(法人、非法人を問わず)が登録され得る前又は登録状態を維持するために満たさなければならない要件に関する規定。これには、団体の運営及び管理に関する規定を含める。
- (c) 規制された者が満たすべき教育、訓練及びその他の要件に関する規定
- (d) 登録された者又は規制された者の実務、行動及び規律を規制する規定
- (e) 規則に定める場合において、登録簿に登録された者の名称の登録簿からの削除又はある者の登録の中止を許容する規定
- (f) 規則に定められ又は規則に従って決定された手数料の納付を要求する規定
- (g) 登録された者に対してなされた告訴に関して、その者がなすべき対策についての規定

- (h) 登録された者又は規制された者による記録及び計算の保持についての規定
- (i) 規則に基づいてなされた決定に対する再審理又は不服申立についての規定
- (j) 登録された者又は規制された者が負う民事責任に関する権利主張から生じる損失に対するそれらの者の賠償についての規定
- (3) 本条に基づく規則は、別の目的で別の規定を定めることができる。
- (4) 本条に基づく規則であって、2007年法律業務法の意味における法的取極でないものは、同法適用上の当該取極として取り扱われる。
- (5) 指定日前は、本条に基づく規則は、国務大臣の承認によってのみ作成される。
- (6) 本条に基づく規則を作成するために与えられた権限は、次のものを害することはない。
 - (a) 登録簿を維持管理する者が規則を作成するために有することができるその他の権限(それらが記述される態様を問わず、かつ、それらが制定法に基づいて作成されるかその他の方法で作成されるかを問わない)
 - (b) 前記の者により当該権限に基づいて作成される規則
- (7) 本条において、
 - 「指定日」とは、2007年法律業務法の附則4第1項の発効について指定された日をいう。
 - 「管理職」は、団体に関して、2007年法律業務法におけるのと同じ意味を有する(第207条参照)。

「特許弁護士業務」とは、次の目的で他人のために代理人として行動する過程でなされる業務をいう。

- (a) 連合王国又はその他の国において、特許を出願し又は取得すること、又は
 - (b) 特許出願又は特許に関連するその他のことに関して長官における手続を行うこと
- 「登録された者」とは、次の者をいう。

- (a) 登録特許弁護士、又は
- (b) 第275条に基づいて維持管理される登録簿に登録された団体(法人か非法人かを問わない)

「規制された者」とは、登録された者ではないが、登録された者である団体の管理職又は従業者をいう。

第276条 特許代理人と表示することができる者

- (1) 登録特許弁護士でない個人は、次の事項の何れも行ってはならない。
 - (a) 「特許代理人」又は「特許弁護士」という語を含む名称その他の表示の下に業務(パートナーシップ業務を除く)を行うこと
 - (b) 業として、前記に限らず、自らを「特許代理人」若しくは「特許弁護士」と表示し、又はそのように表示されるにまかせておくこと
 - (2) パートナーシップ又はその他の非法人は、次の事項の何れも行ってはならない。
 - (a) 「特許代理人」又は「特許弁護士」という語を含む名称その他の表示の下に業務を行うこと、又は
 - (b) 業として、前記に限らず、自らを「特許代理人」事務所若しくは「特許弁護士」事務所と表示し、又はそのように表示されるにまかせておくこと
- ただし、当該パートナーシップ又は他の団体が第275条に基づいて維持管理される登録簿に登録されているときは、この限りでない。

(3) 法人は、次の事項の何れも行ってはならない。

(a) 「特許代理人」又は「特許弁護士」という語を含む名称その他の表示の下に業務(パートナーシップ業務を除く)を行うこと、又は

(b) 業として、前記に限らず、自らを「特許代理人」若しくは「特許弁護士」と表示し、又はそのように表示されるにまかせておくこと

ただし、当該法人が第 275 条に基づいて維持管理される登録簿に登録されているときは、この限りでない。

(4) 1917 年 11 月 17 日前に特許代理人としての業務を開始した会社については、登録特許弁護士である当該会社の取締役の 1 又は管理職の名称が、当該会社により発行され又は当該会社の同意を得て発行された、当該名称が記載されている職業的広告、回状又は書簡のすべてにおいて、そのように登録されているものとして言及されている場合は、(3)は適用されない。

(5) 個人、パートナーシップ又は法人について「特許代理人」又は「特許弁護士」という語を使用することにより本条違反が生じる場合は、当該人自身又はその業務若しくは業務場所について当該人を「特許代理人」又は「特許弁護士」と表示することができることを示すものと理解される可能性が高い他の表現を使用することも同様に本条の違反となる。

(6) 本条に違反する者は、罪を犯すものであり、陪審によらない有罪判決により標準等級のレベル 5 を超えない罰金を課せられる。また、このような犯罪に関する訴訟手続は、犯罪の日から 1 年以内のいつでも開始することができる。

(7) 本条の効力は、次の規定により制限される。

(a) 第 277 条(欧州特許弁護士等と表示することができる者)

(b) 第 278 条(1)(事務弁護士に関して「特許弁護士」という用語の使用)

第 277 条 欧州特許弁護士等と表示することができる者

(1) 「欧州特許弁護士」又は「欧州特許代理人」の語は、以下の場合は、第 276 条に違反することなく使用することができる。

(2) 欧州名簿に記載されている個人は、次の事項を行うことができる。

(a) 「欧州特許弁護士」又は「欧州特許代理人」の語を含む名称その他の表示の下に業務を行うこと

(b) 前記に限らず、自らを「欧州特許弁護士」若しくは「欧州特許代理人」と表示し、又はそのように表示されるにまかせておくこと

(3) 所定の数又は比率以上のパートナーが欧州名簿に記載されているパートナーシップは、次のことができる。

(a) 「欧州特許弁護士」又は「欧州特許代理人」の語を含む名称その他の表示の下に業務を行うこと

(b) 前記に限らず、自らを「欧州特許弁護士」若しくは「欧州特許代理人」の業務を行う事務所として表示し、又は表示されるにまかせておくこと

(4) 所定の数又は比率以上の取締役が欧州名簿に記載されている法人は、次のことができる。

(a) 「欧州特許弁護士」又は「欧州特許代理人」の語を含む名称その他の表示の下に業務を行うこと

(b) 前記に限らず、自らを「欧州特許弁護士」又は「欧州特許代理人」の業務を行う企業と

して表示し、又は表示されるにまかせておくこと

(5) 「欧州特許弁護士」又は「欧州特許代理人」の用語を、本条に従い、個人、パートナーシップ又は法人に関して用いることができる場合は、当該人又は当該人の業務若しくは業務場所について当該人を「欧州特許弁護士」若しくは「欧州特許代理人」と表示することができることを示すものと理解される可能性が高い他の表現を使用することも同様に認められる。

第 278 条 「特許弁護士」という用語の使用：補足規定

(1) 「特許弁護士」の用語は、事務弁護士に関して用いることができる。また、事務弁護士の事務所は、第 276 条に違反することなく、「特許弁護士」の事務所と表示することができる。

(2) 次の何れの場合も、事務弁護士として行動する資格のない者について一定の表現の使用を制限する制定法に基づく罪を犯したことになる。

(a) 登録特許代理人について「特許弁護士」の用語を使用する場合

(b) 欧州名簿に記載されている者について「欧州特許弁護士」の用語を使用する場合

(3) (2)にいう制定法とは、1974 年の事務弁護士法第 21 条、1980 年の事務弁護士(スコットランド)法第 31 条及び 1976 年の事務弁護士(北アイルランド)令第 22 条を指す。

第 279 条 [廃止]

第 280 条 特許代理人との通信に関する特権

(1) 本条は、以下に適用される。

(a) 発明、意匠、技術情報若しくは商標の保護に関する通信又は詐称通用と係わりを有する事項、及び

(b) (a)にいう事項に関する書類、資料又は情報

(2) 特許弁護士が(1)にいう事項に関して依頼人のために行動する場合は、本条が適用される一切の通信、書類、資料又は情報は、特許弁護士があらゆる重要な時期に依頼者の事務弁護士として行動していた場合と同様に、開示を免除される。

(3) (2)において、「特許弁護士」とは、次の者の何れかをいう。

(a) 登録特許弁護士又は欧州名簿に記載されている者

(b) 自己を特許弁護士事務所又は欧州特許弁護士の業務を行う事務所として表示することができるパートナーシップ

(ba) 自己を特許弁護士として表示することができる(パートナーシップ以外の)非法人

(c) 自己を特許弁護士若しくは欧州特許弁護士の業務を行う会社として表示することができる法人

(4) (廃止)

第 281 条 一定の代理人を相手にすることを拒否する長官の権限

(1) 本条は、1949 年特許法、1949 年意匠法又は 1977 年特許法に基づく業務に適用する。

(2) 国務大臣は、本条が適用される業務に関して、次の者を代理人として認めることを拒否する権限を長官に付与する規則を定めることができる。

(a) 1949 年特許法第 88 条、1977 年特許法第 114 条又は本法第 276 条に基づく罪で有罪の決

定を受けている者

(b) 違法行為の理由により、特許弁護士登録簿から名称を抹消されて元に戻されていない者又は同登録簿上の資格を一時停止されている者

(c) 特許弁護士登録簿に登録された者の場合であって、違法行為の理由により登録簿から名称を抹消されるべきであると思われる行為を犯したと国務大臣が認める者

(d) パートナーシップ又は法人であって、そのパートナー又は取締役の 1 を(a), (b)又は(c)に基づいて長官が認めることを拒否できるとと思われる者

(3) その規則には、国務大臣が適切と認める副次的及び補足的な規定を設けることができ、かつ、特に、ある者が違法行為を犯した又は犯さなかったとされる事情を定めることができる。

(4) 本条に基づいて定める規則は、何れかの議会の決議によって廃止することができる命令書により定める。

(5) 長官は、連合王国、マン島又は欧州連合の何れの加盟国にも居住せず事業所も有していない者を本条が適用される業務に関する代理人として認めることを拒否しなければならない。

補則

第 285 条 パートナーシップ及び法人の犯罪

(1) この部に基づいてパートナーシップがなしたと主張される犯罪に関する訴訟手続は、パートナーの名称ではなくパートナーシップの名称において提起する。ただし、このことは、(4)に基づくパートナーの責任に影響を及ぼすものではない。

(2) 次の規定は、法人に関する訴訟手続の目的のために適用される。

(a) 書類送達に関する裁判所規則

(b) イングランド、ウェールズ又は北アイルランドにおいては、1980年の治安判事裁判所法の付則 3 又は 1981年の治安判事裁判所(北アイルランド)令の付則 4(犯罪告訴手続)

(3) 当該訴訟手続において有罪判決を受けたパートナーシップに課される罰金は、パートナーシップの資産から支払う。

(4) この部に基づきパートナーシップが犯罪につき有罪である場合は、当該犯罪が行われることを知らなかったこと又は当該犯罪を防止しようとしたことが立証されたパートナーを除き、各パートナーもまた有罪であり、訴訟当事者となり、応分の処罰を受けなければならない。

(5) この部に基づき法人がなした犯罪が、当該法人の取締役、管理職、秘書役その他同様の幹部又はそのような資格で行動すると称する者の同意又は黙認により犯されたことが立証された場合は、当該法人のみならずその者もまた有罪であり、訴訟当事者となり、応分の処罰を受けなければならない。

第 286 条 解釈

この部において、

「長官」とは、特許意匠商標長官をいう。

「取締役」とは、その構成員が業務を管理している法人に関して、その法人の構成員をいう。

「欧州名簿」とは、欧州特許条約の遂行において欧州特許庁が管理する職業代理人の名簿を

いう。

「登録特許弁護士」とは、第 275 条(2)にいう意味を有する。

「登録商標弁護士」とは、第 282 条(1)にいう意味を有する。

第 VI 部 特許

地方特許裁判所

第 287 条 - 第 289 条 [廃止]

第 290 条 金銭的請求を州特許裁判所に提起することが可能であった場合の費用の制限

(1) 州特許裁判所において開始可能であったと思われる訴訟であって、金銭的救済の請求がされているものが高等法院で開始された場合において、本条の規定に従うことを条件として、原告が所定の金額未満の額を回復するときは、原告は、当該訴訟が州裁判所に提起されていたならば回復できたと思われる金額を超える費用を回復することはできない。

(2) この目的で、原告は、当該訴訟を州特許裁判所において開始可能であったと思われるか否かを決定する際に考慮されない事項に関してなされる控除を考慮することなく、自己の請求に関して回復可能な金額全額を回復するものとして扱われる。

(3) 本条は、原告の請求に関して回復可能な金額が所定の金額を超えると想定するに足る合理的な理由が存在したと高等法院が認めるときは、如何なる費用の問題にも影響を及ぼさない。

(4) 高等法院は、当該訴訟を同法院に提起するに足る十分な理由が存在したと認めるときは、高等法院の等級又は同法院が指定する州裁判所の等級により費用又は費用の一部を認める命令を出すことができる。

(5) 本条は、国により提起された訴訟手続には適用しない。

(6) 本条において「所定の金額」とは、本条の適用上女王陛下が勅令により定める金額をいう。

(7) 本条に基づく勅令は、その草案が上下両院に提示され、それぞれの決議により承認されない限り、これを定めるよう女王陛下に勧告してはならない。

第 291 条-第 292 条 [廃止]

一定の特許に関するライセンス

第 293 条 一定のライセンスにより認められた行為の制限

1977 年特許法の附則 1 第 4 項(2)(c)(既存特許の存続期間が延長された場合の権利として利用可能なライセンス)の末尾に、「ただし、第 4A 項に従うことを条件とする。」を挿入し、かつ、同項の後に次を挿入する。

「第 4A 項

(1) 製品の発明についての特許の所有者が本項に従って特許庁に宣言を提出した場合は、第 4 項(2)(c)によりある者が権原を有するライセンスは、本項によって又は本項に基づいて例外とされる製品の使用に対しては適用されない。

(2) 薬剤の使用は例外とされる。すなわち、

(a) 1968 年薬事法の意味の範囲内における薬剤製品としての使用、及び

(b) そのような使用の観点から第 60 条(1)(a)にいう他の行為を行うこと

(3) 国務大臣は、自己が適切と思料するその他の使用を命令により例外とすることができる。その命令は、

(a) 第 60 条(1)(a)にいう何れの行為をも例外使用として指定することができ、また
(b) 異なる状況において又は異なる目的でされた行為に関して、異なる規定を設けることができる。

(4) 本項の適用上、如何なる使用が例外とされるかの問題は、それが、

(a) 1968 年薬事法第 130 条(「薬剤製品」の意味)に基づく命令、又は
(b) (3)に基づく命令、

に依存する限りにおいて、ある特許の第 16 年目の年頭に当該特許に関して決定される。

(5) 本項に基づく宣言は、所定の様式によるものとし、所定の方式で所定の期間内に提出しなければならない。

(6) 宣言は、次の場合は提出することができない。

(a) 1988 年著作権・意匠・特許法第 293 条の施行時にその第 15 年の末日を経過していた特許に関するものである場合、又は

(b) 提出日において、

(i) 何れかの部類の製品の例外使用に関する現存のライセンス、若しくは

(ii) 何れかの部類の製品の例外使用に関するライセンスの条件について長官による決定を求める、第 46 条(3)(a)又は(b)に基づく未決の請求が存在する場合であって、何れの場合も、当該ライセンスが当該特許の第 16 年の末日以後に効力を生じた又は生じることになっているとき

(7) 本項に基づいて特許に関して宣言が提出されたときは、

(a) 第 46 条(3)(c)(権利として利用可能なライセンスの場合の侵害救済措置の制限)は、侵害が宣言提出後における当該製品の例外使用から成る場合は、当該特許侵害に適用されず、また

(b) 第 46 条(3)(d)(権利として利用可能なライセンスの場合の更新手数料の軽減)は、当該特許には適用されない。」

第 294 条 ライセンス条件の確定のための申請をすることができる場合

1977 年特許法附則 1 において、前記第 293 条による項の挿入の後に、次を挿入する。

「第 4B 項

(1) 第 4 項(2)(c)によりある者がライセンスを受けることができる条件について長官の確定を求める第 46 条(3)(a)又は(b)に基づく申請は、当該特許の第 16 年目の年頭前にされた場合は、無効である。

(2) 本項は、1988 年著作権・意匠・特許法第 294 条の施行後にされた申請に適用され、また、同条の施行時にその第 15 年目の末日を経過していない特許に関しては、同条の施行前にされた申請に適用される。」

第 295 条 特許：諸修正

1949 年特許法及び 1977 年特許法は、附則 5 に従って修正される。